

○巻頭特集2(鹿児島県環境基本計画の改定等について)

鹿児島県環境基本計画の改定

県環境基本計画は、県環境基本条例第11条第1項の規定により、環境の保全及び形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として定めるものです。

平成23年3月に改定した本計画は、令和2年度に終期を迎えたこと、また、環境をめぐる情勢の変化等に対応するため、令和3年3月に改定しました。

計画の性格と役割

- ① 長期的展望に立った基本目標を明らかにし、環境の保全、活用に関する全ての主体の共通認識の形成を図ります。
- ② 環境保全施策の基本的方向を明らかにし、県や市町村、事業者における環境に配慮した施策や事業の実施を推進します。
- ③ 環境保全に向けた各主体の役割と取組を明らかにし、公平な役割分担のもとで、自主的・積極的な環境保全活動を推進します。

環境をめぐる情勢の変化等

- 気候変動適応法の制定、国や本県による2050年カーボンニュートラルの実現を目指す旨の表明
- 生物多様性の保全、人と自然との共生、外来種の問題
- 越境大気汚染、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ問題
- 国連での「持続可能な開発目標(SDGs)」の採択、国による「地域循環共生圏」の提唱 など

計画の期間

令和3年度から令和12年度まで(10年間)

※ 環境をめぐる状況の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

基本目標(将来像)

「豊かな自然との共生と地球環境の保全」を目指して、次の項目を基本目標(将来像)とします。

(1) 自然と共生する地域社会づくり

生物多様性や環境文化についての理解が深まり、県民の参加による自然環境の保全・再生と、地域活性化につながる持続可能な利用の取組が行われています。

人的要因による新たな種の絶滅や、新たな侵略的外来種の意図的な進入の防止が図られています。

屋久島に続き、奄美大島及び徳之島が世界自然遺産に登録され、適正な保全・管理を図りながら、奄美群島全体での持続可能な地域づくりが推進されています。

人々が憩い親しむ水辺環境や干潟に加え、野鳥、イルカ、オオウナギなど多種多様な野生生物が棲む錦江湾や池田湖の水環境が良好に保全されています。

(2) 地球環境を守る脱炭素社会づくり

県民、事業者、行政が一体となり、二酸化炭素など温室効果ガスの排出削減や気候変動の影響への適応など、脱炭素社会に向けた取組が積極的に進められています。

林業経営体をはじめ、森林ボランティア、企業等の多様な主体の連携の下、森林が適切に整備・保全されており、二酸化炭素を吸収するなどの多面的な機能が十分に発揮されています。

(3) 再生可能エネルギーを活用した地域づくり

自然環境に配慮しつつ、県内に存在する多様で豊かな資源を活用した再生可能エネルギーの導入が促進され、エネルギーの地産地消などが図られています。

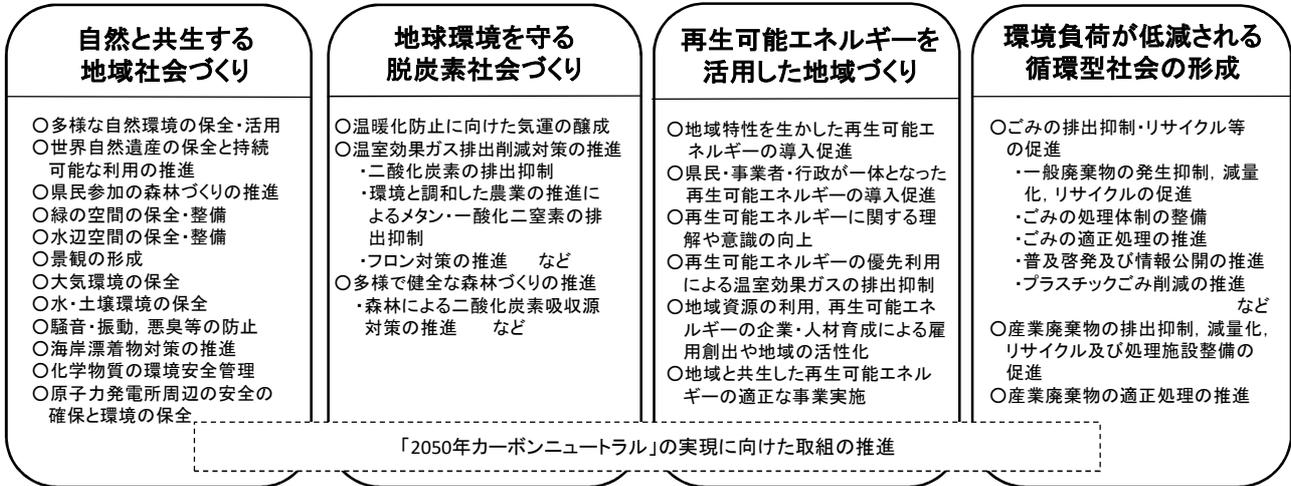
(4) 環境負荷が低減される循環型社会の形成

従来の大量生産・大量廃棄型の社会の在り方やライフスタイルを見直し、資源やエネルギーの効率的な使用、限られた資源を繰り返し使うことのできる物質循環の流れの確保など、環境への負荷をできる限り低減した、循環型社会が形成されています。

産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルが更に促進されているとともに、産業廃棄物処理施設の整備及び産業廃棄物の適正処理が図られています。

施策の展開

基本目標(将来像)の実現に向け、環境保全施策を「自然と共生する地域社会づくり」、「地球環境を守る脱炭素社会づくり」、「再生可能エネルギーを活用した地域づくり」、「環境負荷が低減される循環型社会の形成」及び「良好な環境を支える共通施策の推進」に分類し、「豊かな自然との共生と地球環境の保全」を目指して、その方向に沿った施策を示すとともに、「環境保全に関する重点施策」を掲げ、重点的・効果的な推進を図ります。



2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、国は、地域のエネルギーや資源の地産地消、生活衛生インフラ、農山漁村・里山里海など、地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる8つの主要分野において、国と地方とが協力して、脱炭素社会を実現する行程を示す「地域脱炭素ロードマップ」の策定を進めており、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた取組の推進は、基本目標の全てに関係します。

良好な環境を支える共通施策の推進

- | | | |
|-------------------|---------------|------------------|
| ○環境影響評価等の推進 | ○環境教育・環境学習の推進 | ○調査研究・監視測定等の充実 |
| ○環境情報の整備・国際協力等の推進 | ○公害紛争の適正処理 | ○環境に配慮した事業活動等の促進 |

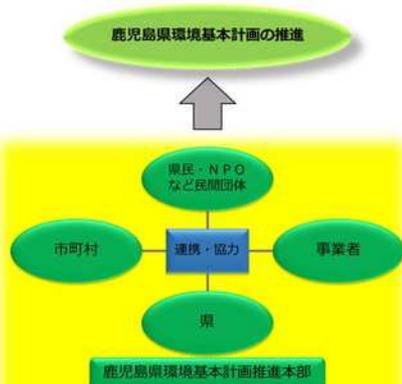
環境保全に関する重点施策

- | | | |
|-----------------------|---------------------|---------------------------------|
| ○屋久島環境文化村構想の推進 | ○奄美群島自然共生プランの推進 | ○鹿児島湾・池田湖の水質環境管理計画の推進 |
| ○環境と調和した農業の推進 | ○かごしま生活排水処理構想の推進 | ○屋久島CO ₂ フリーの島づくりの推進 |
| ○地球温暖化防止に貢献する森林づくりの推進 | ○地球環境を守るかごしま県民運動の推進 | ○再生可能エネルギー導入の促進 |
| ○環境共生住宅の普及促進 | ○ごみ減量化・リサイクルの推進 | ○資源循環による持続可能な地域づくりの推進 |
| ○環境教育等行動計画の推進 | | |

計画の推進

県、市町村、事業者、県民・NPOなど民間団体の役割を明らかにし、各主体が連携・協力した協働の取組により計画の推進を図ります。

計画に掲げる施策の進捗状況を点検し、結果を公表します。



環境指標の設定

地球温暖化対策や再生可能エネルギーの導入、廃棄物の処理などの分野別計画の数値目標等を網羅して記載するとともに、SDGsとの関連を併記して、進捗状況を総括します。

【関連する主なSDGs】



鹿児島県環境教育等行動計画の改定

環境教育等行動計画は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条の規定に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組推進に関する行動計画」として定めるものです。

平成28年3月に策定した計画の計画期間は、平成28年度から5年間であり、令和2年度に終了すること、また、平成30年6月に国の基本方針が改定されたことや環境教育等の諸情勢の変化に対応するため、令和3年3月に改定しました。

改定の基本的考え方

- 計画策定後の環境教育等に係る諸情勢の変化に対応し、今後の本県の環境教育等に関し、方向性や具体的な行動計画を示す。
- 国の基本方針や「かごしま未来創造ビジョン」の基本的方向等を反映したものとする。
- 持続可能な地域づくり(地域循環共生圏)、持続可能な開発目標(SDGs)及び持続可能な開発のための教育(ESD)の考え方を取り込んだものとする。

計画の期間

令和3年度から令和12年度まで(10年間)

※ 本行動計画は、本県の環境の保全及び形成に関する基本的な計画である「環境基本計画」の期間に合わせた計画としている。

※ 社会経済情勢や環境を巡る状況の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行う。

計画の目的:「豊かな自然との共生と地球環境の保全」を担っていく人材の育成

行動計画の内容(その1)

国の基本方針や本県の環境教育等の現状と課題を踏まえ、今後取り組むべき施策を記載

1 多様な体験活動の推進

(1) 学校における環境教育等の充実

【学校における授業や活動等を通じて】

- ・教育活動全体を通して、環境保全活動及びESDの視点を取り入れた環境教育の充実・推進
- ・農林水産体験、社会奉仕体験、自然体験、勤労生産体験等や郷土芸能の伝承など地域の特性を生かした体験活動の取組の推進
- ・世界自然遺産の屋久島や霧島ジオパークなどの郷土素材を集団宿泊学習などへ取り入れた自然体験活動の充実 等

【学校と関係団体、関係行政機関が連携して】

- ・省資源・省エネルギーに取り組み、環境保全活動を積極的に行う「かごしまこども環境大臣」の取組の推進
- ・地域特有のテーマに関する森林環境教育の実施(小中学生の児童・生徒から、高校、大学等の学生まで対象を拡充) 等

(2) 家庭・地域社会における環境教育等の充実(その1)

【家庭や身近な地域社会での体験や活動を通して】

- ・環境ワークショップや再生可能エネルギー工作教室などの学習機会の提供
- ・森林にふれあう機会や森林整備を体験する機会の提供
- ・こどもエコクラブや緑の少年団など、学校外での環境保全活動への参加呼びかけ
- ・各地域の河川・海岸等の環境美化活動の充実 等

【環境教育・環境学習施設等を活用して】

- ・青少年社会教育施設や博物館等の環境教育関連施設の活用推進
- ・屋久島環境文化村センター及び屋久島環境文化研修センター、奄美パークや奄美自然観察の森の活用推進 等

行動計画の内容(その2)

(2) 家庭・地域社会における環境教育等の充実(その2)

【本県の自然環境の特性を生かして】

- ・エコ・ツーリズムやグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムの推進
- ・地域の人と自然との関わり(環境文化)の継承

【世界自然遺産の屋久島、登録を目指す奄美大島及び徳之島】(新)

- ・世界に誇る身近な地域の自然をESD実践の場として活用
 - ・屋久島と奄美大島及び徳之島の交流推進
- (屋久島)
- ・優れた自然を守り、自然と共生する地域づくりを進めるため、世界自然遺産を素材として、地域の人との交流や直接体験(自然、文化等)など、様々な環境学習や環境保全等に係る事業の実施
 - ・地域ESD活動推進拠点として、学校の授業や教職員研修への講師派遣などユネスコスクール登録の支援(屋久島環境文化研修センター)
- ※ユネスコスクールとは、ユネスコの理想を実現するため、平和や国際的な連携並びに環境教育等を実践する学校。国では、ユネスコスクールをESDの普及促進のための拠点と位置づけている。
- (奄美大島及び徳之島)
- ・自然観察会や出前授業などを実施し、奄美群島の自然の大切さ、民俗文化等を知ってもらう取組の推進
 - ・奄美群島をつなぐ長距離の自然歩道「世界自然遺産奄美トレイル」の利用推進
 - ・盗掘防止キャンペーン等の実施による希少種の保護対策や住民等の参加による外来種防除対策の推進

(3) 事業者が行う環境教育等への支援

- ・環境出前授業や事業所内の施設見学など事業者が行う環境教育等の促進
- ・中・高校生のインターンシップの推進

(4) 地域ESD活動推進拠点との連携(新)

- ・環境教育はESDの考え方と合致するものであり、地域における環境教育のプラットフォームとしての役割を期待
 - ・地域ESD活動推進拠点と連携し、様々な場や主体におけるESD活動による環境教育等を推進
- (地域ESD活動推進拠点)
- ・文科省と環境省は共同でESD活動支援センター(全国・地方センター(8か所))を設置し、ネットワークを構築
 - ・同拠点は地方センターのパートナーとして、自らがESDを実践するのみでなく、組織・団体や個人に対して助言ができる団体として登録(県内4か所:くすの木自然館、そのまほいくえん、屋久島環境文化研修センター、環境技術協会)

2 協働取組の推進

- ・民間企業の包括連携協定や「かごしま環境パートナーズ制度」に基づく協定の締結による環境保全対策の推進
- ・「奄美大島及び徳之島の世界自然遺産推薦地における保全管理のための連携と協力に関する協定」に基づく、調査研究や保全管理の実施(4者協定)
- ・県、市町村、事業者、NPO等との連携を強化し、「地球環境を守るかごしま県民運動」の一層の展開を推進

3 指導者の育成・活用

- ・教職員の実践力向上
- ・専門性の高い指導者の育成
- ・「環境学習指導者人材バンク」の活用推進
- ・「地球温暖化防止活動インストラクター」や「グリーンマスター」の活動推進

4 情報の充実

- ・県民が環境に関する必要な情報を入手できるような情報提供の充実

5 施策の指標及び数値目標(拡充)

- ・環境教育等に関する施策の指標及び数値目標については、行動計画の内容に記載している施策について達成すべき数値目標を設定

行動計画の推進・進行管理

取組の実施状況及び指標に関する目標の達成状況を毎年、進捗状況を点検し公表する。

鹿児島県廃棄物処理計画の改定

県廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、今後の廃棄物処理対策や循環型社会形成を推進するための基本的な方向性を示す計画として定めるものです。

平成28年3月に改定した計画の計画期間は、平成28年度から5年間であり、令和2年度に終了すること、また、廃棄物をめぐる情勢の変化等に対応するため、令和3年3月に改定しました。

改定の基本的考え方

① 廃棄物の排出量等の推計及び目標値の設定

廃棄物の排出量等について、現状(令和2年度)と将来予測(令和7年度)を推計し、国やリサイクル率等の動向を踏まえ、令和7年度の目標値を設定しました。

② 廃棄物に関する近年の動向の反映

国の「第4次循環型社会形成推進基本計画(平成30年度)」に即して策定するとともに、「プラスチック資源循環戦略(令和元年度)」や「食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年度)」の制定など、廃棄物を取り巻く動向を反映させたものとししました。

計画の期間

令和3年度から令和7年度まで(5年間)

計画の基本的な考え方

循環型社会の形成を図るため、次の方針(視点)に基づき、県民、排出事業者、処理業者、市町村間の協力のもと、(情報公開に努めつつ)施策を展開します。

- 3Rの推進
- 適正処理の推進
- 非常災害時等における処理体制の整備

目標値の設定

【一般廃棄物】

| 内 容 | R2 推計 | R7 目標 |
|------------|--------|--------|
| 総排出量 | 532千トン | 483千トン |
| 1人1日当たり排出量 | 918g | 875g |
| リサイクル率 | 16.4% | 23.4% |
| 最終処分量 | 59千トン | 47千トン |

【産業廃棄物】

| 内 容 | R2 推計 | R7 目標 |
|--------------|----------|----------|
| 総排出量 | 8,170千トン | 8,170千トン |
| リサイクル率(除:農業) | 63.9% | 63.9% |
| 最終処分量(除:農業) | 86千トン | 86千トン |

施策の展開(第4章)

第1節 施策の展開

第1項 一般廃棄物

1 排出抑制, 減量化, リサイクルの促進

※ 「食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年度)」の制定を踏まえ、食品ロスの削減の推進について、3Rの観点から記載

(2) 食品ロスの削減

・「鹿児島県食品ロス削減推進計画」との調和を図りながら、食品ロスの削減に向けて、食べ物を無駄にしない意識の醸成と定着化に取り組む。

- ① 消費者の食品ロス削減に対する取組の推進
- ② 農林漁業者・食品関連事業者等の食品ロス削減に対する取組の推進
- ③ 市町村の食品ロス削減に対する取組の促進

(3) 再生素材等の利用促進

バイオプラスチックへの代替促進
家庭から排出されるプラスチック資源の回収・リサイクル

2 廃棄物処理体制の整備

※ 各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の考えを踏まえ、廃棄物エネルギーの効率的な回収等を進めることを記載

(3) 廃棄物エネルギーを回収する施設の整備促進

・廃棄物処理施設の省エネルギー化や電気・熱としての廃棄物エネルギーの効率的な回収を進めることで、エネルギー起源のCO2の排出抑制を図るとともに、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を促進
・地域特性に応じた廃棄物系バイオマス(生ごみ, 屎尿処理汚泥等)の利活用のための施設整備や地域循環共生圏の取組に関する必要な助言等

3 適正処理の推進

4 し尿処理の推進

5 普及啓発及び情報公開の促進

(3) 市町村一般廃棄物処理計画策定への適切な助言

適切な収集体制の確保
・高齢化に対応したごみ収集体制が確保されるよう助言

| | | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------------------------|------------|
| 第2項 産業廃棄物 | | | |
| 1 排出抑制、減量化、リサイクルの推進 | | | |
| 2 産業廃棄物処理施設の整備促進 | | | |
| 3 適正処理の推進 | ➡ | (3) 優良な処理業者の育成 (4) 監視指導の徹底 | |
| 4 普及啓発及び情報公開の推進 | | | |
| 5 その他個別取組項目 | | | |
| ○動物のふん尿 | ○農業用廃プラスチック類 | ○建設系産業廃棄物 | ○焼酎粕 |
| ○ポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCB廃棄物） | | ○その他の特別管理産業廃棄物 | |
| 第3項 災害廃棄物等の処理対策 | | | |
| 大規模災害の発生等に伴い必要となる災害廃棄物の処理について、適正かつ円滑・迅速に処理できるよう、広域的な処理体制の確立や処理施設の整備を促進 新型インフルエンザ等の感染症拡大下においても、廃棄物処理業務が継続されるよう、処理体制を確保 | | | |
| 第4項 離島地域のリサイクルの促進 | | | |
| ○家電リサイクル | ○自動車リサイクル | ○容器包装リサイクル | ○小型家電リサイクル |
| 第5項 漂着ごみ対策 | | | |
| 「鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、市町村と連携しながら、海岸漂着物等の円滑な処理や海岸漂着物等の発生抑制等を推進 ○海岸漂着物等の円滑な処理 ○海岸漂着物等の発生の効果的な抑制 | | | |
| 第6項 地域循環共生圏の構築 | | | |
| 地域循環共生圏は地域の活力が最大限に発揮されることを目指すもので、廃棄物処理施設を地域社会インフラの核として捉え、廃棄物エネルギーを産業振興に役立てたり、防災拠点として活用することなどが可能 このため、地域の特性を踏まえ、廃棄物処理を通じた課題解決、新たな価値の創出に向けて、地域循環共生圏の形成に関する先進的な取組など必要な情報を市町村へ提供し、地域循環共生圏構築のための取組を推進 | | | |
| 第7項 プラスチックごみ削減の推進 | | | |
| 国の「プラスチック資源循環戦略」等を踏まえ、プラスチックごみを資源として回収・リサイクルする。 | | | |
| 1 家庭からのプラスチックごみ削減 | | | |
| (1) 関係機関と連携したプラスチックごみの排出抑制等の普及促進 ・関係団体と連携しながら、プラスチックごみの排出抑制や代替素材が活用されるよう普及啓発 | | | |
| (2) マイバッグキャンペーンの推進 | | | |
| (3) リサイクル製品等の積極的活用及び普及啓発 | | | |
| (4) 家庭からのプラスチックごみの回収・リサイクル ・国において、容器包装と製品ごみの一括回収の方向性が示されていることから、その動向を把握し市町村へ情報提供 | | | |
| (5) 容器包装リサイクルの促進 ・分別品目を増やすなど市町村の取組支援 | | | |
| 2 事業者からのプラスチックごみ（廃プラスチック類）削減 | | | |
| (1) 排出抑制・リサイクル等の取組への支援 ・事業所から排出されるプラスチックごみの更なる排出抑制、分別・リサイクルについて、国の動向を把握し事業者へ情報提供 | | | |
| (2) 農業用廃プラスチック類の適正処理 | | | |
| 3 海洋プラスチックごみ対策 | | | |
| (1) 海岸漂着物等の円滑な処理 | | | |
| (2) 海岸漂着物等の発生の効果的な抑制 | | | |
| 第2節 関係者の役割 | | | |
| 第1項 県民 | 第2項 排出事業者 | 第3項 処理業者 | 第4項 市町村 |

池田湖水質環境管理計画の策定

池田湖水質環境管理計画は、これまで推進してきた第4期までの計画(昭和58年3月～令和3年3月)を発展的に継承するものであり、社会情勢の変化や環境を取り巻く課題、気候変動等の影響を踏まえた中長期的な水質保全対策を示すものとして、新たに策定しました。

計画の性格

- (1) 池田湖の地域資源としての価値を含む良好な水環境を保全するための計画であり、水質汚濁の進行抑止はもとより、池田湖を保全するための各種施策を推進していくための総合的な計画として定めるものです。
- (2) 将来にわたって確保すべき池田湖の水質環境保全目標及び許容汚濁負荷量を定め、それを維持達成するための総合的な方策を示すものです。
- (3) 流域の社会経済活動、土地利用、水面利用に係る事業など、各種の環境利用行為を適切に誘導させるためのガイドラインとなるものです。

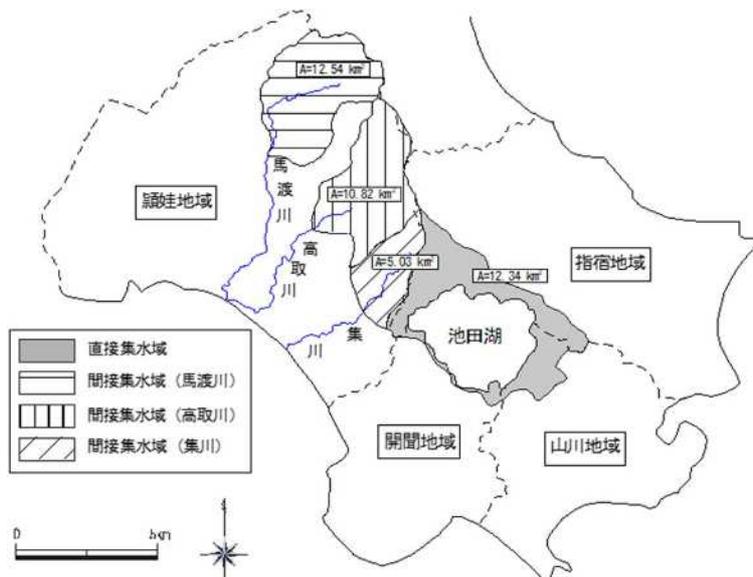
計画の期間

令和3年度～

※ おおむね10年ごとに水質等総合調査を実施し、計画の成果について総合的に評価を行います。

対象地域

池田湖集水域に係る指宿市(指宿・山川・開聞地域)の直接集水域及び南薩畑地かんがい事業に係る取水河川である南九州市顛娃地域3河川(馬渡川, 高取川, 集川)に設置された頭首工上流の間接集水域としています。



| 池田湖の諸元 | |
|--------|-----------------------|
| 面積 | 10.95 km ² |
| 周囲 | 15.0 km |
| 海拔高度 | 66 m |
| 最大水深 | 233 m |
| 平均水深 | 125.5 m |
| 容積 | 14.7億m ³ |
| 流域面積 | 12.34 km ² |

計画の目標

水質汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量(COD)及び植物プランクトンの増殖などによる水質汚濁を抑制する観点から全窒素(T-N)、全りん(T-P)について、水質環境保全目標を定めています。また、水質環境保全目標を維持達成するため、許容汚濁負荷量を定めています。

| 項目 | 水質環境保全目標 | 許容汚濁負荷量 |
|---------------|-------------|-----------|
| 化学的酸素要求量(COD) | 3 mg/L以下 | 419 kg/日 |
| 全窒素(T-N) | 0.2 mg/L以下 | 135 kg/日 |
| 全りん(T-P) | 0.01 mg/L以下 | 18.8 kg/日 |

水質環境保全対策

| 発生源対策 | 普及啓発 | 土地・水面利用対策 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 汚濁負荷量の削減に努めます。 ・ 農畜産業対策 ・ 畑かん注水による汚濁負荷量(全窒素)の削減対策 ・ 生活排水対策 ・ 水産養殖業対策 ・ 工場・事業場対策 | 水環境情報等を整備し、情報発信に努めます。 ・ 水質保全に係る取組及び成果 ・ 気候変動の影響に伴う水質環境への影響に関する調査研究結果 ・ 流域水循環計画に基づく取組状況 ・ 持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組状況 | 環境への配慮が適切に行われ、池田湖の良好な水質環境の保全が図られるよう努めます。 ・ 適正な土地、水面利用 ・ 環境影響評価等の推進 |

計画の進行管理

| 県の体制 | 関係市との連携体制 | 地域住民、事業者、関係団体等との連携 |
|------------------------------------|---------------------------------|-----------------------------|
| ・ 「地域水質環境管理計画推進本部」を中心とした関係部課の相互の連携 | ・ 「池田湖水質環境保全対策協議会」を中心とした関係市との連携 | ・ 研修会やパンフレット等各種広報媒体を通じた意識啓発 |

計画の推進

計画の進捗状況を評価するため、以下の調査を実施します。

- (1) おおむね10年ごとの水質等総合調査(水質、汚濁負荷等の把握)
- (2) 畑かん注水、水産養殖などの湖水水質に影響を与える要因(社会環境)についての調査
- (3) 気候変動が池田湖の水質環境に与える影響や水質汚濁機構の解明に関する調査・研究